

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

日立市中里スポーツ広場の管理に関する業務を指定管理者に行わせるため、本条例を制定するものであります。

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

第7条第1項中「次条」の次に「及び第9条」を加え、「（中里スポーツ広場にあつては、教育委員会。以下この条から第11条までにおいて同じ。）」を削る。

第9条第1項中「（有料の施設に限る。）」を削る。

第12条中「（中里スポーツ広場にあつては、使用者）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者が改正後の日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第5条の規定によるスポーツ広場（日立市中里スポーツ広場に限る。）の管理を行うための準備行為は、改正後の条例の施行前においても行うことができる。